

熊野灘沿岸漁村における

「本役〔本家株〕・半役〔分家株〕制」と漁業共同経営

大山 敷太郎

一、はし が き

紀州藩領「支藩を含む」においては、古くから、「本役・半役制」とも呼ばれるべき制度があったが、この呼称そのものは、局部的ながら、持続して今日にまで残存しており、しかも、実質的に、相当根源的な力強さを以て、関係地方の人々の社会・経済生活を規制している事実がある。この事実に関しては、野村兼太郎博士も、その名著「村明細帳の研究」中において、

『紀伊国伊都郡指出帳には、百姓を区別して本役・半役・無役の区別をなしてゐる。しかし、紀州領全部がそうであるかどうかは未だ確め得ない。この本役といふのは恐らく関東地方でいふ本百姓の意味であろう』……
『概していへば、本役の方が村の中心をなしてゐたことは明らかである。』¹⁾

云々と指摘されている。いわゆる「本役」なるものが、一般にいう本百姓と同義であろうという点については、わたくしも、全くこの博士の説に異論がない。そして、これと並んでの「無役」なるものは、おそらく、一般にいう水呑の義と解して、ほとんど誤らないであろう。だが、これらと並び存した「半役」とは、いったい何であ

ろうか。ただし、考究に値すべき問題とせざるを得ないが、博士の指摘は全くこの点に及ばれず、わたくしも、亦十分に理解し兼ねて来たものであった。

ところが、這般、熊野灘沿岸の漁村史料の採訪に際して、わたくしは、右の「本役・半役」の呼称に、まさしく該当するものとして、本家株・分家株〔又、隠居株ともいう〕の呼称ある事実を知り、若干の解釈が可能となつたかのようにおもふ。のみならず、この古くからの伝統を持った制度が、同地方のすくなからぬ漁村にあって、いわば、一個の地域協同体としてのそれぞれの漁村での漁業経営の共同性を力強く裏付けるものとして活きていること、しかも亦、同時にそれは、まさにそのゆえを以て、この組織以外のものに対して、強い排他性を〔当事者の意識するか否かは全く別として〕伴わざるを得ない事実を教えられた。かくて、この事実の究明は、わが国漁村の社会・経済構造の考察上、重要な一示唆を与えるものではないかと想到し、ここに拙き一試論を公にする次第である。たゞ拠るところの資料は極めて乏しく、単なる一提議に過ぎないのであるが、これを機として、ひろく、御批判と御示教を仰ぐことによつて、一層の究明をとげたいとおもふ。

二、「本役〔本家株〕・半役〔分家株〕制」

安永二年〔西・一七七三年〕、伊勢国度会郡贄浦村の一記録²⁾に拠れば、当時、同村の戸数とその内訳として、「家数九十一軒、内一軒庄屋、一軒肝煎、八十一軒本役、八軒無役」と記載せられ、これに隣接した奈屋浦村については、『家数五十六軒、内一軒庄屋、一軒肝煎、四十四軒本役、八軒半役、一軒寺』云々とあり、更に又、東宮村

〔数字吻合せず、姑らくものまゝ。〕

については、『家数七十一軒、内一軒庄屋、一軒肝煎、四十二軒本役、二十六軒半役、一軒寺』と見えている。

ここにいう、「本役」乃至は「役」なるものが、果して何を意味するかについては、かならずしも断言できないが、おそらく、領主「一般的にいつて、封建権力の把持者」に対して、遵奉すべき何等かの義務（その最も主要なるものは、いうまでもなく、貢租負担の義務であるが）を意味し、同時に又、それは、この義務の担当者そのものを意味したものと解せられる。類似的事例は、かならずしも絶無でなく、例えば、長州藩領での「本軒」といった呼称が、おそらく、それに該当するものであろう。かくて、これを、一般にいう、本百姓と同義とみて、おそらく誤がないであろう。^(註)ところで、本百姓がそうであると同じく、本役のものゝ負担せしめられた特別の義務は、同時に、特別の権利の享受を伴ったもので、これがある程度具体的にいえば、それぞれの村の村民として、当時としてのある程度独立した自治的な村政に参画しうる権利がそれであり、いわば、完全な意味での村民は、この本役のものだけに限られていたと解せられるもので、要するに、このようなのが、或は、かくあらしめることが、封建社会秩序の実態であったといえようかとおもう。

【註】長州藩領では、ひろく「本軒・半軒・亡土（又、門男の字を用男の）」の呼称があった。この本軒と亡土に関して、下村富士男氏は「土地を有するものと、有せざるものとの区別である。そして後者には漁村等では水産業に従事する漁師等をも包含している」^{〔同氏、「近世農村の階級」}「^{〔同氏、「歴史学研究」三、二}」は、漁村で漁師が「亡土」に包含せられるのは、決して、彼等が『水産業に従事する』漁師として、特別に包含せられるのではなく、彼等が土地を有しないという事実即して、いわゆる「亡土」であるのに過ぎず、換言すれば『水産業に従事する漁師』でも、現実において、土地を有するものは、本百姓（半軒）であり、決して亡土に包含せられなかった筈であり、事実も、まさしく、これを裏書しているからである。更に又、同氏は、漁村の場合、亡土はかならずしも貧富及び社会的地位を表現しているものでない旨、指摘せられ、羽原又吉博士も亦、この見解に全く同意せられている^{〔同氏、「日本漁業經濟」}。だが、この点でも、私見を以てすれば、若干の異議がある。それは、亡土がかならずしも貧民でないことは、土地が唯一の経済力の根源でないところから、ほとんど自明といふべきであるが、彼等亡土の社会階級としての地位は、当時の封建社会秩序の下にあっては、よ

し、彼等が経済的にある程度富裕であつたにせよ、ハンキリと本百姓(本野)のものより下位にあつたと解すべきであるからである〔尤も、時代がある程度降り、封建社会秩序が弛緩した以後〕。

この「本役」と対蹠的な存在が、いわゆる「無役」である。それは、直接的には、封建支配権力者に対する義務負担から解放されており、それだけに、自治村落の構成員として、その村政に参画する権能から見放されていたもので、もちろん、身分的により下位の存在であつたと解せられる。それは、一般的にいう「水呑」にまさしく該当するであらう。

「本役」・「無役」の意義を以上の如く理解するならば、この対蹠的な両者を区別した基準は、一般にいう本百姓と水呑のそれと同じく、おそらく、いわゆる「高」の有無にあつたことは、あえて指摘するまでもないであらう。^(註)ところで、ここに残るところの問題は、いわゆる「半役」とは如何なる存在か、ということである。これが、その字義から推測しただけでも、一個の完全な村落構成員としての村民 \parallel 「本役」たる資格に欠けるところのある存在であるが、さりとて、「無役」とも異つて、ある程度の村民としての権利・義務を保有していた、いわば、この両者の中間的なものであることは、おそらく、疑をいれないであらう。

【註】永島福太郎氏は、吉野紀ノ川筋における公事家制を検討された「公事家考」(『史学雑誌』^{六三ノ三})と題する論文中で、この地域の村落に本役・半役・無役といった階層別があつたこと、及びそれが遡つて中世或はそれ以前に縁由する旨指摘せられてゐるが、敬服すべき創見だとおもふ。ただ、氏によれば、この階層別は、持高によらず、若くは持高にのみよらなかつたという。それはつまり、「家格或は家富を示すところの家構の大小」こそがその基準であり、又は、「家の大小が社会経済両面から住民の階層を規定」し、これが、「階層分化の具体的現れ」であり、これに「持高による以上の規制力」があると断定されるものである。然し、『住民の階層を規定』するのは、根源的には、やはり、経済力の大小 \parallel 具体的には、往時として主として持高の多少そのものではなかつたろうか。成程、家の大小そのものは、「階層分化の具体的現れ」でもあらう。だが、それは、むしろ、経済力の大小の結果として、おのずから具現したものといえないであらうか。つまりは、ある地域、ある時代において、本役・半

役・無役といった階層別が、家格を示す家構の大小によって決定せられる事実があるとしても、それは、すでにある程度転化した形態であって、本来的には、このような家格そのものは、矢張り持高の有無・多少によるものではなかったであろうか。

右の推測を十分に確証付けるに足る史料を獲ていないが、「島勝沿革史」の記事に次のようなものがあつて、ある程度の裏付けとなりうるかとおもう。すなわち、曰く、⁴⁾

『宝永元〔西・一七〇四年〕申極月廿七日卯刻、島勝浦大里にて加兵衛家より火出で、家数五十三軒焼失、上へは五十一軒と云上る。

右類焼者へ、一時救助されしこと左の如し。

金廿七両 五十一軒へ御貸渡し

内 十九両 本役十九軒へ一両宛

八両 無役卅二軒へ一分宛

但、一軒に付、金二歩五匁九分宛三年に上納の筈

右の節

御米七石六斗 五十一軒へ下米

此人数百七十一人、一人前二匁九分八厘』

又、曰く、

『正徳二〔西・一七二二年〕辰正月廿四日亥刻、大里与兵衛家より出火、家数三十九軒焼失、

銀一貫七百五十五匁 御貸銀

但、巳より未年迄三ヶ年の内に上納の筈

熊野灘沿岸漁村における「本役〔本家株〕半役〔分家株〕制」と漁業共同経営（大山） 五（七七七）

内 一貫四百四十匁 本役廿四軒 一軒に六十匁づゝ

二百十匁 半役七軒 一軒に三十匁づゝ

百五匁 無役七軒 一軒に十五匁づゝ

右の節

米十一石 被下米

内 九石六斗 本役廿四軒

一石四斗 半役七軒

但、無役へは被下米無之候得共、人数割に致遣候

拜借銀一軒四十七匁四分二厘づゝ、家数三十八軒に割』と。

ここで注意したいのは、同じく罹災者でありながら、「本役」・「半役」・「無役」の相違に従って、救助額にいちじるしい差等が附されている事実、これである。すなわち、第一・第二の場合を通じて、「無役」は、「本役」の四分の一しか救助金が渡されていないし、第二の場合によれば、「半役」は「本役」の二分の一となっている。尤も、救助米としては、第一の場合は、「本役」・「無役」を通じて、全員均等である。だが、第二の場合には「半役」は「本役」の半額、「無役」に対しては、『被下米無之』とあるのである。同じく罹災者でありながら、否、罹災者としての窮状は、「無役」のものこそ、より一層切実なものであった筈であるのに、このような差等が附せられ、殊に『無役へは被下米無之』とされたのは、いったい、何のゆえであろうか。要するに、彼等が、一人前の村落構成員として遇せられていなかった事実の一反映とみる外はないであろう。同様の事情は、

程度の差こそあれ、「半役」のものについても、亦みらるべきである。

ところで、このように、「本役」と「無役」との中間的存在とみられる「半役」なるものの正体は、つきつめていって、いったい、何であろうか。これに關しても、亦確証とすべき史料を獲難いのであるが、例えば、前掲の贅浦等において、この「半役」を呼ぶに、別に又、「隠居株」若くは「分家株」等とする旧慣が存続して今日に及んでいる事実があり、この事實は、この課題に対して、有力な一示唆を与えるかとおもう。今、明治三十一年の「贅浦本役台帳」なる記録をみるに、それには、その冒頭に次の如く規定している。曰く、

『本年度出来開墾地ハ遠近ヲ問ハズ、總テ出来形坪ヲ以テ平等ニ配当スル事

一、開墾畑地分配ハ、隠居株ニ有テハ明治二十九年三月卅日集會決議ニ基キ、半株ヅ、配当スベキ筈ナルモ、旧畑地代用トシテ、今回ニ限り本株同様壹株ヅ、配当スル者トス

一、大字贅浦総テノ共有財産ハ、本株ニ有テハ壹株ノ配当權ヲ有シ、隠居株ニ有ツテハ半株ノ、ノ配当權ヲ有スル者トス

一、爾後、何程隠居又ハ分家等出来スルモ、左ニ記載ノ隠居株ノ外一切分配ノ權ヲ有セザル者トス

一、大字贅浦所有ノ共有財産ハ、本年中ニ於テ相当ノ手續ヲ成シ、公証人ノ公証ヲ請ケ、将来故障無之為メ大字贅浦ニ於テ保存スル者トス

一、以上起定^(モトノマ)ニ依リ本株隠居株ノ定メ交ニ台帳登録スル者トス

明治三十一年六月廿五日

鵜倉村大字贅浦人民惣代

大野佐四郎

鶉倉村
大字贅浦
惣代印

云々と。

右の規定は、当面の問題を考察するに、相当重要な意義を持つが、差当り、この記録が「贅浦本役半役台帳」と名付けられながら、規定の本文においては、『本株・隠居株』なる呼称が用いられている事実を、強く指摘したいとおもう。すなわち、これによって、古くこの地方で「本役・半役」の呼称があったことは、前掲古記録の示す通りであるが、要するに、それは『本株・隠居株』と異名同義であったことが知られるのである。そして、右の規定に示されている如く、『大字贅浦総テノ共有財産』に関して、

『本株ニ有テハ壹株ノ配当権ヲ有シ、隠居株ニ有テハ半株ヅ、ノ配当権ヲ有スル者トス』

ことが、この部落としての根本鉄則とされたものであろう。おもうに、この規定のこの簡条は、二つの重要な意義を持っている。その一は、「隠居株」「半役」は、『大字贅浦総テノ共有財産』に関して、「本株」「本役」の半分だけの配当権〔配当を受ける権利の意であらう〕しかないこと、しかも、それは、すべて「隠居株」である限り、同様であること、これであり、その二は、いわゆる「本株」「本役」も「本株」である限り、すべて平等の権利を保有し、その間に何等の差等がなかったこと、これである。

ところで又、右の規定に、

『爾後、何程隠居又ハ分家等出来スルモ、左ニ記載ノ隠居株ノ外一切分配ノ権ヲ有セザルモノトス』

云々とあるのも、この際、決して、軽々に看過し難いものである。この規定の表面の文意は、直截簡明であって、

更めて説明を加える必要もないようであるが、多少これを敷衍することによって、当面の問題解決の鍵がそこに顯示されるかとおもう。右によつて、従来は、隠居〔又は分家〕することによつて、いわゆる「隠居株」〔又は分家株ともいふ〕を取得することが出来たことが判る。しかしして、この「隠居株」なるものが、さきに指摘した通り、いわゆる「半役」と異名同義だとすれば、ここに問題としてゐる「半役」なるものが、どうして発生して来たか、そして又、その正体が、果して何であるか、ほゞ解明されるかとおもう。重ねていうならば、問題として来た「半役」なるものは、「本役」の権利の半分だけを保有するものであるが、それは「本役」の家から「隠居」又は「分家」することによつて、認められたものということが出来るかとおもう。そして、それが「無役」でなく、「半役」であるということは、この「隠居」又は「分家」の際、なにがしかの土地を持つてのそれであつたことを示しているであらう。

ところで、右の簡条によれば、「隠居」又は「分家」それ自体は、当事者の随意であつて、あえて妨げないのであるが、従来、それに随つて認められて来た前掲の如き「隠居株」及至「分家株」〔半役〕なるものは、今後一切これを認めないとするもので、いうまでもなく、これ、旧來の慣行に対する重大な変更である。もとより、この変更は、相当慎重な論議の末、決定せられたものに相違ないが、それが刷新的なものであるだけに、後日現実には隠居又は分家の出た場分には、おそらく、当該者の不満が予測せらるべきものであつて、これは、果せるかな、後いくばくもなく、現実化した〔後述参照〕。

三、一本役〔本家株〕・半役〔分家株〕制と漁業共同経営

以上は、いわゆる「本役〔本家株〕・半役〔分家株〕制」なるものを、もっぱら、土地所有、あるいは土地に關する権利の所在に關連あるものとし、その限りにおいて、本役・半役・無役なるものが村落社会の階層的な構成要素であったゆえんを指摘したものである。

ところが、このような存在としての「本役・半役制」なるものが、熊野川沿岸のすくなくならぬ漁村にあって、同時に又、それぞれの漁業経営上に、大きな意義を持っていることは、案外、見逃されて来たかの如くである。おもうに、土地経済に立脚していた封建社会にあって、土地に關する権利の有無が、村落構成員としての発言力の大小を左右したことは、ほとんど必然的といふべきである。そして又、それが兼ねて漁村である場合、このよ
うな事実が、ある程度、そこに反映したであろうことも、おそらく、否定し得ないであろう。だが、この後の場合
合にあって、前の場合と同じく、それが、必然的なものであったと解するならば、おそらくは、事実
に反するであらう。というのは、わが国漁村の大部分は、いわゆる半農半漁として存続して来ているもので、純粹の漁村と
みるべきものは、極めて例外的なのは、周知の通りであるが、このような現実において、この後の場合に、前の
場合のような事実の反映があるにしても、その実質的内容は、決して、同一視すべきでない
と解せられるからである。これを、やゝ具体的にいうならば、土地に關する権利の有無が、農村に
おける場合と同じく、そのまゝに、漁村における漁業上の権利の有無を、必然的に左右したとは考
えられないのである。ただし、漁業が、その本質上、農業と異り、何といつても、ある程度
投機的であり、元来、保守的な農民のすべてが、これに従事するものでなく、更に又、農業とは別
箇の、相当多額の資金を必要とするために、すべての農民がこれに従事し得るものではないところから、このように推測せられるのであって、特に、その土地の漁業の比重が、社会的自然的条件に

よって、さほど大きくない場合には、一層この事情が強かったものと解せられるかとおもう。そして又、この間の事情は、漁業権の発生・展開の歴史に顧みても、おそらく、首肯せらるべきところである。往時にあって、漁場争奪の紛争が、実に、しばしば惹起せられたのは、周知のところであるが、それは、主として隣接村落相互間のそれであって、一村落内部間のそれは、かならずしも多くなかった。一村落内部間においては、特に経済的に有力化した一部少数者が、その経済力を活用して、いわゆる網元・船主等〔要するに、親方〕として、その地の漁業を左右する事実こそあったが〔そして、この事実の存在は、すこぶる重視すべきではあるが〕、その村落のものが、すべて漁業に携るとは限らず、まして、土地に関する権利の把持者が、同時に、必然的に、漁業に関する権利を把持していたというわけではなかったというのが、一般の姿であったかとおもう。

ところが、冒頭にも一寸触れておいたように、熊野灘沿岸のすくなからぬ漁村にあっては、今日にあっても、いわば、一個の地域共同体としてのそれぞれの内部にあって、古い伝統を持った「本役・半役制」が、そこでの漁業経営の共同性を力強く裏付けており、同時にこれが、この組織外のものに対しては、強い排他性をあらわしている事実がある。このような類例は、絶無というわけではないが、余り多くは見受けられないようである。^(註)

たゞ、このような事実が、この地方において、果して、いつ頃から発現して来たかについては、徴すべき何等確実な典拠を得ていない。今、昭和二十三年の「贅浦縮網組合」の一記録^(註)によれば、

『古来、贅浦縮網組合ハ贅浦本家株百廿一戸ヲ限定トセル組合ナリシガ』

云々と冒頭してあって、これによれば、如何にもそれが、往古からのものであるかの如くであるが、前掲のように、江戸時代安永二年〔西・一七七三年〕の記録によれば、それは八十一戸とあり、更に明治三十一年の「贅浦本

役・半役台帳」によつてさへ、それは百戸なのである。かくて、ここにいう『古来云々』とは、単に『古くから』という漠然とした表現であり、しかも、それは、『何十年か前から』といった軽い意味のものとして解する外はない。この点に関して、古老の言に徴するに、それは、旧漁業法の成立に伴い、明治三十六年三月、贅浦漁業組合設立の際であつて、この時、これまでの「隠居株」全二十一戸の強い要望があつて、加入金十円を以て、本家株「本株」に加入が認められ、旧百戸に加え、これが百廿一戸となつたといふことである。⁶⁷⁾

ところで、前掲の通り、明治三十一年「贅浦本役半役台帳」に載する規定によつて、爾今、「隠居株」を認めずとせられたにも拘らず、事実上は、これが続出し、昭和七年現在では、実に五十三戸の多きに及んだ。そして、この頃から、重ねてこれ等「隠居株」の「本株」編入の要望が強まり、昭和十二年に至つて、ようやく、これが解決し、ここに「本株」百七十三戸となつた(昭和三十年一月現在、百八十九戸、なお未加入者十一戸がある)。では、何故、このように、「本株」加入の要望が強烈であつたかというに、それは外でもなく、この地における漁業参加による利益に刺戟せられてのことであつた。尤も、このような編入承認は、かならずしも、無事平穩裡になされたものでなかつた。「本株總會決議録」(昭和十二年九月四日)・「本株臨時總會決議録」(昭和十二年十月一日)⁶⁸⁾等に徴するに、この問題に関して、論議沸騰し、数時間を費して、なお、その決定をみるに至らなかつた程である。このような事態は、まさしく、伝統的なるいわゆる「本株」の権利が重視せられたことを物語るものといへく、このことは、この解決の、僅か一年前の昭和十一年九月、總會の決議を経て定められた内規の一節に、

『創立組合員タル贅浦創始以來ノ本株ト称スル百廿一人ニ対スル各種漁業ノ既得権ハ之ヲ確守シテ永久ニ変ル

云々とか、又は、

『前記定置漁業権以外ノ各種網漁業ニ依ルモノハ本株権利者ノ外網組ヲ組織スルヲ得ズ』
とあり、更には、この末尾に、

『右ノ内規ハ万代不易ナルモ、万ニ将来改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至リタル時ハ』

云々と力強く結んでいることによつても、亦察するに難くないであらう。

では、このような「本役・半役制」は、それぞれの漁業共同経営に、如何に反映し、当該漁村の社会・経済生活如何に規整したものであつたか。若干の実例に即して、いさゝか具体的に考察することとしよう。

〔註〕漁業史に造詣の深い宮本常一氏の研究によれば、対馬における漁業は、農業と密接に結びついており、『土地を持たざるものは漁民といへども採藻権はなかつた』¹⁰という。そして、このような特権を持ったものを、この地方で『本戸』というが、氏はこれを、海藻がこの地方の肥料として重要視せられた結果だとみておられる。おそらく、それはそうであらう。ところで、氏が、別に又、『対馬に於て漁業権を持つてゐるものは、本戸といわれる階級で、何れも土地を耕作している。土地を耕作していない二三男や来住者は寄留とよばれて、漁業を専門に行つて居ても、地先の漁業権は持つて居ない場合が多い』云々と説明してられるのは、説明として正確でないようにおもふ。というのは、『土地を耕作している』ことが、いわゆる「本戸」の特質ではなく、『土地を所有している』ことが、それである筈と解せられるからである。現に、氏自らも、更に別の箇所です。『それは〔漁業権〕結局土地の権利と結びついているという問題が最も大きいということが私としてよくわかつたのでございます。つまり土地を所有することが許されなければ、どんなにきか立ちしてみても、本戸になることはできません。本戸になることができなければ、結局漁業は持てないという形になつておるのです』云々と説いてられるのであるから、氏自身のお考も亦、当然そうである筈のようにおもふ。なお、氏は続いて、『そうすると今度の改革などがどうなるだろうといふことが、われ々には一番大きな心配になつて来ておるのです。こういう意味で申上げたので、ほかではそういう形はないと思ひます』¹¹云々と説いておられるが、本稿で指摘すべき熊野灘沿岸漁村での事情は、ある程度この類例といえるかとおもふ。

〔一〕三重県九木浦〔現在、尾鷲市九木町、古くは九鬼村〕の場合 この地は、かつて戦国時代の前後久しきに亘つて、

熊野灘沿岸漁村における「本役〔本家株〕半役〔分家株〕制」と漁業共同経営（大山） 一三（七八五）

熊野海賊「水軍」の根拠地だったと伝承されるだけあって、入江深く、外海の風波を避けるにも、屈強な地勢に恵まれている。江戸時代には、諸国の廻船の寄泊地として知られ、『諸国の廻船常に茲に泊して、地最繁昌なり』といわれたが、村民の生業としては、『村中唯漁を業とす。……漁船六十余艘あり』（『紀伊統風土記』¹²⁾、又、『高四十七石余、家数九十七軒……重に漁稼き候所也』（『南紀徳川史』¹³⁾）等とある如く、漁業を主とした土地柄であった。然し、古老の言に拠るに、この地の漁業が活潑化したのは、ようやく、明治三十二年、新式漁業としての定置漁業を創始した以後のことであるという。「三重県漁村調査報告」によれば、これよりさき、この地では、鰯餌取網・秋刀魚網・四艘張網・鯖掛り網・コマセ網・鰹釣り漁業等々、種々の漁法が行われていたが、その規模小さく、その組織も零細な個人単位の企業か、多小大きなものでも、旧来の親方制度に基くものであり、全体として、ほとんどみるべきものがなかったようである。

ところが、この情勢を憂えて、この地の先覚者が打開策を考究し、創始したのが、鰯大敷網漁業であった。すなわち、同書に、又いう。曰く、¹⁵⁾

『本浦（丸木浦）鰯大敷網ハ明治二十八年宮崎和右衛門ト称スル者、当村ノ年々悲境ニ陥ルヲ見、之レガ救済ノ法トシテ水産業ニ着目シ、専ラ鰯大敷網ノ研究ニ従事シ、調査ノ結果、愛媛県ニ於テ盛ニ行ハレツ、アル敷網アリ、其結構恰カモ、我希望ニ適スルモノナルヲ以テ、同県ヨリ熟練ナル漁夫ヲ招聘シ、従来研究中ニ画シタル考案ヲ加ヘ、明治二十八年五月、「ニワ」沿岸字小鼻ヲ選定シ、大敷網ヲ敷設セシニ、頗ル好成績ヲ得タリ。

是ニ依リテ当沿岸ニ於ケル敷網ノ将来有望ナルヲ確信スルニ到レリ』

云々と。然し、当時は未だその端緒をみたにすぎず、もとより、十分の成果を挙げ得たものでなかった。すなわ

ち、又、いう。¹⁶⁾

『然レトモ、該網ノ構造ハ主トシテ鮪ヲ漁獲スルニアルヲ以テ、鮪ノ如キハ昼夜ヲ論ゼズ群集網中ニ入ルモ、逃逸シテ一尾ヲモ獲ル能ハズ。甚ダ遺憾トシ、爾來専ラ之レガ研究ニ従事シ、普ク漁具ノ調査ヲナスニ及ビ、宮崎県ニ鮪大敷網ナルモノアルヲ知り、大ニ研究上ノ力ヲ得テ、種々計画スル処アリシモ、不幸之レガ実行ヲ見ル能ハズシテ没ス。之レガ為メニ、画策已ニ成リ、將ニ着手セントスル事業モ、一時中止スルノ止ムナキニ至レリ。然ルニ、幾何モナクシテ、郡内島勝浦ニ鮪大敷網敷設ノ挙アリ。是ニ於テ村内有志者相議リ、組合ヲ組織シ、宮崎県ヨリ老練ナル技術者ヲ招聘シ、漁場ヲ「ニワ」沿岸字小鼻ニ選定シ、明治三十二年六月三十日鮪大敷網使用権免許ヲ本県知事ニ出願シ、同年十月十二日免許ヲ得タルモ、時已ニ漁期ニ迫レルヲ以テ、大ニ之レガ準備ヲ急ギ、三十二年十二月之レヲ初メテ敷設シタルニ、初年ニ於テ八万四千元ノ漁獲ヲ収得セリ。其後更ニ一統ヲ増設シ、現今ニテハ共ニ本浦共同組合所有ニシテ株式組織トス』

云々と。

右にいう、初年の漁獲高八万四千余円という金額は、例えば、隣接の著名漁村錦浦の鯖巾着網漁業に関して『本網ハ……鱈・鯖等ヲ漁獲スルトモ、主トシテ鯖漁ナリトス。其漁獲高八年ニヨリ大差アリ。三十八年ニ於テ八千四百円、三十九年ニハ八百円ノ漁獲アリタリト雖モ、四十年ニアリテハ僅カニ四百円ニ過ギザリシトス』等とあり、¹⁵⁾又、鱈網漁業に關しても、近隣の諸漁村を通じて『年々豊凶ニヨリ一定セザルモ、平均一統ニ付五六百円乃至千五百円位ノ漁獲トス』云々とみえ、多くもこの程度であつたのに較べ、全く驚喜に値する漁獲高であつたといわねばなるまい。尤も、それだけに、その漁具の新調費も、前例二者のそれが『壹千円』或は『一統ニ付

凡ソ六百円乃至八百円位ヲ要ス』とあるに對して、『普通一万五千円ヲ要ス』¹⁵⁾とあつて、比較にならぬ巨額といふべきであつた。

そこで、この従来と全く比較にならぬ巨額の資金を、如何にして調達したか。これは、本稿の主題にも関連してくる問題であるが、これについて、前掲記事の末尾には『現今ニテハ共ニ本浦共同組合ノ所有ニシテ株式組織トス』とあり、これに續いて、更に『而シテ一人ノ持株ハ五株ニシテ組合員ハ旧來ヨリ地元住民ニ限ルモノトス』と記されている。だが、これだけでは、未だ明瞭でなく、且又、若干補正すべき点があるから、次に、古老の教示に従つて、この点を略述してみよう。¹⁹⁾すなわち、それによれば、この定置漁業創始によつて、従来不振を極めたこの地の漁業が、はじめて活潑化し得たというが、その最初の仕組は、一部有産者の連中が、申合せて組織したもので、一株五十円を以て出資を募り、合計一千株、一人当り持株数には、何等の制限なく、それは、最高一人百五十株、以下百株二人、五十株七人、以下最低二株まで、いちじるしい不同であつた。従つて、その實質としては、共同経営とはいつても、旧態依然たる親方制度の体臭濃き存在といふべきであつた。ところが、これが前述の通り、全く空前といふべき大収獲であつたところから、これに刺戟せられて、ここに端なくも、この地の漁業経営組織として、革新的な新形態が生れることとなつた。

これ、すなわち、古くから、この地の社会構成の基本をなして來た、いわゆる「本役・半役」の別によつて、村民の各自に、平等的に、この利益巨多の新漁業の事業に參画させ、その利益に均霑せしめることとなつたもので、もとより、この際、ある程度の異議がなかつたわけではないが、ともかく、大した紛議もなく、このような新組織が実現し得たのは、おそらく、彼等の胸裏に永く續いて生きて來た「村民各自は、すべて、打つて一丸な

り」とする、村落共同体としての意識の根強さがあつたからのことと解せられる。ただ、それにしても、伝統的な本役・半役という、いわば、身分的ともみるべき区別が、依然として重んぜられているのは、その共同体としての意識が、そのようなものとしてのそれであつたことを明示しているかとおもう。

今、この時組織せられた「九木浦共同組合」の規約に拠るに、組合員たる地位の取得に関して、まず、次の如く規定している。曰く、

『当組合ハ九木浦ニ在籍スル従来ノ本役半役ノ株主及ビ本規約ニヨリ新ニ加入シタル株主ヲ以テ組織ス（「第四条」）

当組合ノ株ハ一人一株ニ限ル（「第五条」）

本組合員ノ相続人ハ相続開始前ニ於テハ組合員タルコトヲ得ズ（「第六条」）
云々と。

すなわち、この組合の組合員たりうる資格は、原則として、古くからの本役・半役の家の当主に限られたもので、右に、『一人一株ニ限ル』とあるも、たとい相続人であつても、相続開始前には組合員となることが出来な
いとあるところから、より厳密には『一家一株ニ限ル』ともいうべきもので、家族主義的色彩が、極めて濃厚であつた。そして、ただ、例外として、特別の条件を具備するものだけが、新に加入することを認められた。まず、半役として加入しうべき条件は、次の通りであつた。曰く、

『一、本役株主ノ嫡出男及ビ嫡出男タリシモノ、又ハ其ノ直系単族タル嫡出男ニシテ、戸籍法ニヨル分家ノ手続ヲ完了シタル者

但シ左ノ各号ニ該当スル者ヲ除外ス

イ、父ガ組合員又ハ其家族トナラザル以前ニ出生シタル者

ロ、相続人タル地位ヲ廢除セラレタル者及放棄シタル者

ハ、一旦他家ノ養子トナリ離縁復籍シタル者

二、組合加入ノ時年齢満二十年以上三十五才以下ナルコト

三、加入金五十円〔註、現在は一千円〕ヲ組合ニ納付スルコト〔第七條〕

すなわち、前掲規定の例外として、本役のもの嫡出男乃至はそれに準ずるものは、戸籍法による分家の手続を完了し、一定の条件を具えることによって、特に、新たに半役株を取得し得るとせられていたもので、おもうに、これは、伝統的に古くから、一個の共同体内にあつて、前述の通り、分家することによって、半役株が取得出来た精神が、この新しい漁業面での組織に活かされたものに相違なからう。しかも、ここでは、半役株主は、更に所定の条件を具えることによって、本役にも加入することが出来た。すなわち、左の如し。

『新ニ本役ニ加入セントスルモノハ左ノ条件ヲ具備スルコトヲ要ス

一、第十六条ニヨリ半役株主タルコト確定シタル時ヨリ滿五ヶ年ヲ経過シタルコト

二、九木浦地内ニ建坪九坪以上ノ家屋ヲ有スルコト

三、加入金三十円〔註、現在は一千円〕ヲ組合ニ納付スルコト〔第八條〕

このように、半役のものが本役たりうべき条件は比較的寛大といふべきであるが、これ、上述した本来の「本役・半役制」からみれば、かなり緩和せられて来ていることを明示しているといえよう。なお、以上の原則に対

する例外として、特に半役又は本役に列せらるべきものは、『コノ組合又ハ公益ノタメ著シイ功績ノアルモノ』で、組合員総数の十分の八以上の同意を得た場合である〔第十七条〕。

又、この組合の株は、原則として売買譲渡することを得ずと規定せられ、組合員の嫡出男に対する場合だけが例外であった。そして、この際、買受主・譲受主は、直ちにこの規定による半役又は本役たる資格を具備しなければならぬとせられた〔第二十条〕。次に又、当組合員は、すべて組合の業務を執行するに必要な一切の費用を負担すべき義務を有したが、その賦課は、本役株主百、半役株主五十の比を以てし利益配当の割合も亦同様の基準に従う〔第二十三條〕べきものであったことは、前掲第五条の規定からみて、当然のことである。だが、本役・半役両者の権利の本質的差違は、前者が役員選挙に関して、選挙権及び被選挙権を有したのに対して、後者は、単に選挙権を賦与せられたに止っている点である。この差違は、もとより、重視すべき差違といわざるを得ないが、本役・半役の地位が、前述の通り絶対・固定的なものでなく、一定の条件を具備することにより半役株を取得し、更にそのものが、比較的軽い条件を以て、本役にもなりうる途が開かれているから、本来の意義での「本役・半役制」からみれば、かなり寛大な措置となっているわけである。とはいえ、それが全き意味において解放的でなかったことは、いうまでもなく、否、むしろ、対外的には、ある程度強い排他性を持ったものであったとみるべきであろう。

以上の規定は、その後、若干の改正こそあったが、その根本精神に至っては、ほとんど一貫されたまゝで今日に及んでいる。ところで、かの明治三十五年の漁業法施行に伴い、この地にも漁業組合が設立せられ、これが漁業権の享有主体となったものであるが、この組合は自ら漁業を営むことは禁止せられていた。そこで、任意組合

としての別箇の九木浦共同組合を組織し、前者の享有する漁業権を借受けて漁業を営むという形式をとって来たのであるが、周知の如く、敗戦後〔昭和二十三年〕の改革に当り、働く漁民に対する漁業権解放の精神に基づき、漁業協同組合の地区内に住所を有する漁民は、何人でも、一年のうち九十日以上漁業を営み、又はこれに従事するならば、正組合員たり得るものとせられたので、該当者を除外し得ぬこととなった。そこで、これと別箇の任意組合として経営することをハッキリさせ、さきの「九木浦共同組合」員を以て組織する「九木浦共同定置漁業組合」として、再出発し、「九木浦共同組合規約」に定める旧来の権利を、ある程度崩さずして持ちこたえてゆくこととなった。この新組織の規約中、前掲したところに関連する主な条項は次の通りである〔昭和二十六年七月〕。

『本組合ハ九木浦共同組合員ヲ以テ組織ス

但シ九木浦共同組合規約ニ基キ新ニ本役株主半役株主トナリタル者ノ組入レハ三ヶ年毎ニ之レヲ行フ

本組合ノ口数ヲ第二条ニ依ル各網毎ニ本役株ニ五口、半役株ニ二口半宛割当、当九木浦共同組合ノ持口ヲ第一号網二十口、第二号網及夏網各五十口トシ、各網十口宛ハ本組合ノ基金ニ積立スルモノトス

新ニ半役ヨリ本役ニ入ル者又ハ新ニ半役ニ入りタル者ハ各漁場別ニ財産ノ評価金壹百円ヲ組合ニ提供シテ其権利ヲ取得ス

出資一口ノ金額ハ金二百円トス

本組合ノ口券ハ五口券二口半券ノ二種トス

本組合ノ口券ハ九木浦共同組合員ニ限り売買譲渡スルコトヲ得

但シ売買譲渡期間ハ十ヶ年以内トシ、九木浦漁業組合及共同組合ニ於テ取得シ又ハ売買スルモノハ此ノ限り

ニアラズ「第四条乃至第十条」

これらのうち、前掲のそれと異なるのは、組入れを三ヶ年目毎としていること、組合基金として別口を設けていること、口券の売買を共同組合員に限り認めるとしていること（尤も、実情止むを得ないものに対してのみ、期間付きで認めるに止まる）等の諸点である。

ところで、関係当事者に実情を聴くに、新旧を通じてこれらの規定も、内部関係にあっては、すでに昭和初年頃から、かならずしも厳守せられず、例えば、本役加入条件の一たる地区内に『建坪九坪以上ノ家屋ヲ有スルト』なども、元來、土地狭少なこの地であつて、次第に地価が騰貴し（当時、坪当り三千円前後という、農漁村として、ほとんど類例をみない程であつたという）、これが入手難がかたれるようになったため、漸次、いわば、暗黙の了解によつて、実際には同居したままのもので、認められることとなつてゐることである。ところが、前掲「九木浦共同組合規約」第四条に『当組合ハ九木浦ニ在籍スル……ヲ以テ組織ス』云々とあるが、ここに「在籍」とあつて、「在住」といわない点は軽々に看過すべきでないとおもう。というのは、ここにも亦、伝統的な「本役・半役制」に基づく、村落共同体としての意識が強く反映していると解せられるからである。これを事実に行はすに、今日、この規定に基いて、組合員総数五百三十人のうち、本籍をこの地に有し、他地方に出たままで、組合員たるの利益を享受し続けている人々が、百三十人、すなわち約二五%の多きに及んでいるという。この事實は、この地の漁業経営を大きく特徴づけているといふべきであらう。

〔二〕三重県島勝浦（北牟婁郡桂城村大字島勝）の場合 さきにも関説したこの地も、今日でこそ熊野灘沿岸漁村として有数の存在であるが、その繁盛は比較的近時のことに係るようである。明治三十四・五年頃の編纂と推定され

る「島勝沿革史」は、文化年間、村方困窮の際、村賄を以て差入れた借用証書等を示して『本浦の如き、今や漁事盛にして、従つて此れより収むる処の利又大なりと雖も、翻りて其の古を尋ねれば、実に微々たる一寒村たりしを免れず』²⁰⁾云々と述べているが、古老の言に徴するに、いずれもこの点において一致している。同書は更に『本浦に於ける漁業は其以前は些々たる漁獲に止まり、鯉・鱒・小鯉・名古等を漁りたること今と変ることなかりしも、今の鰯敷網・夏敷網・餌取網等の如き規模の大なるものは更になかりし〔中略〕。近時漁業は著しく進歩し、鰯大敷・夏敷網・餌取網等の漁事を営むに至り、其の漁獲収益も昔日に比し、非常の多額に上りたるは本浦の爲め大に慶賀すべきなり』²¹⁾云々と記し、これ等新規漁業創設に至る事情を説明している。

これによれば、まず、夏敷網〔旧四月より十月まで〕については、これを創始したのは明治二十七年であるが、これよりさき、この漁法の先駆地愛媛県から転任して来た書記官池永端氏が本県の有力漁業者にこれを勧誘し、隣接引本浦の某がこれを試みようとし、愛媛県から経験者を招聘計画したが、種々の事情に制せられて、これを果さなかつた。ところが、島勝浦の先覚者加藤幸太郎氏は、右に就いて親しくその使用方法等を質し、大いに利益あるを認めた。当時、村民一般は、新規事業にあり勝ちの失敗をおそれ、躊躇の色が濃かつたのであるが、氏は、独断を以てこれを試みさせたところ、思いの外大漁獲を得た。かくて、衆はじめてその利を悟り、更に一村協同の事業としてこれを営むことになった。後の鰯敷網を使用することに至つたのも、全くこの網の巨利を博したのに刺戟されたのである。

すなわち、明治三十一年に至り、さきの加藤氏は同村の玉井彌兵衛氏と同道して、遙々、宮崎県における鰯大敷網漁法による漁獲の実況を視察し、これを自村において営むの利益あるを悟り、帰来、同地方から斯漁熟練の

ものを厚聘し、有志と相謀って「鰯大敷網組合」を組織し、これに着手したが、漁獲非常に多く、『前古未だ嘗て聞かざる収利』をみることを得た。この大きな成功が、同郡九木浦の同漁法の創始を刺戟したことは、さきに引用した「三重県漁村調査報告」にもいうところであるが、「島勝沿革史」の編者もひとり九木浦だけでなく、これが隣接各村に先駆したことについて、『爾来、尾鷲・九鬼・長島・白・早田の各浦、共に本浦に倣ひ、本網を使用し、何れも少なからざる利を収むるは、漁業界の為め賀すべきの至りにして、本浦が他に先んじて此の利益を発見したるは、本郡の歴史に特筆大書して可なるべし』云々と自負している。²²⁾

ところで、この地でも亦、古くからの本家株・分家株の名称が残っており、これが、右の共同経営に大きく反映している。創始当初の規約は管見未だこれに及ばないのを遺憾とするが、その持株その他の関連規定は、一種独特のもので、本問題の考察上、これ亦重要資料とするに足るかとおもうから、左に、その概略を説明しよう。

今、昭和二十六年八月二十六日制定の「島勝共同大敷網規約」に拠れば、この「組合員証権利持分」は、最低一口より最高十二口を限度とし〔第八条〕、「組合員証」はこれを売買譲渡することが出来ない〔第十条〕とされている。その詳細は、別に定めている「組合員証配分規程」によって知られる。すなわち、これによれば、まず、この組合の「組合員証」を取得しうるものは、次の各号に該当するものに限られる〔第二条〕。曰く、

『一、現在島勝浦に住居し島勝共同大敷組合員であったもの
二、現在一戸を構へ独立自営するもの

三、納税の義務、本浦内の慣行又は協議上の分担金其の他一切の義務を負担するもの

四、この規定により定められたもの』

又、この組合員の資格は「旧組合員」・「新組合員」・「移住者」と区別せられ、各別に配分方法が決められている。この区別の基準は次の通りである〔第三条〕。曰く、

『一、現在の戸主〔現在、法制上戸主の呼称はないが、姑らく規定に徒う〕又は先代が、明治十年以前より引続き本浦に居住するものを「旧組合員」という。』

二、現在の戸主又は先代が明治十一年以降本浦に移住して、土地又は家屋を所有し、引続き現住するものを「新組合員」という。

三、移住者にして、この組合に加入する者は、移住後三十年を経過し前号の条件を備へたる事を有資格者とす
『る』

尤も、右は一応の区別基準であって、この外、「旧組合員」で他姓を名乗ったもの、「旧組合員」の養子分家、又、「新組合員」の分家等に対して、それぞれ若干つつ低下した率によって、これが有資格とする〔別表第一参照〕もので、すなわち、一般的にいつて、

『組合員の家族男子〔長男を除く〕で満二十歳以上三十歳までのものは、第二条の資格を備へないものでも、島勝共同大敷組合員となる資格あるものと認め、「組合員証」配分の権利を有せしむ。妻子のない長男死亡の場合、次男に妻子の有無に拘らず、その次男を相続者と見做す〔第四条〕。』

と規定し、特に、「旧組合員」の家族に対しては、

『一、「旧組合員」の家族男子にして、組合員外の姓を名乗ったが、出生以来本浦に居住し、第二条の資格を備へたもの〔第九条〕』

一、「旧組合員」の家族男子の子及び養子分家にして、第二条の資格を備へたもの

但し、養子分家は昭和十六年七月三十一日以降は認めない〔第十一條〕

一、「旧組合員」の家族長女が満二十才に達し、丁年以上の配偶者を有し、第二条の資格を備へたもの

但し、女子の分家とは初生子が女子にして、女子一人男子一人の家庭に限る。又昭和十六年七月三十一日以

降の長女分家は認めない〔第十三條〕

一、以上諸有資格者の家族であつて、第二条の資格を備へたもの〔第十四條〕

等々を有資格者と規定している。

そして、又、若干の例外規定として、

『一、「旧組合員」であつて、婿養子又は養子縁組によつて他家の名儀を名乗つたもので、後日離縁・離婚し

た場合は、生活の実態と戸籍を照合して審議の上、その資格を決定する〔第十五條〕

一、組合員が幼少であつて、自立出来難く他家に同居している場合には、その本人の権利口数の半額を給与する。但し本人が成人して一戸を構へた時は、権利口数に復帰する〔第十六條〕

一、「旧組合員」の家族男子であつて、昭和二十七年一月一日以降満二十歳に達した時は、二口分を給与する

〔第十九條〕

旨定められている。

ところで、この規定で「転住者」とは、戸主及び家族の大部分が他町村に転住し、生活の根拠を当浦に置かず、従つて、第二条の資格を備へないものをいう〔第二条〕。だが、このようなものでも、直ちにはその権利を失わず

、次のような基準に従って、その口数を減らされるに止まっているが、これは、さきの九木浦の場合に指摘したのと同じく、古くからの伝統的な、共同体としての意識に支えられてのことであろう。すなわち、次の通りである。

『一、昭和十一年度以降の転住者で、転住後二十五ヶ年に亘るときは、一時配分を停止する

但し、本人帰郷したときは、自己の権利口数に復帰する。復帰の基点は、五カ年間の切替口とする

二、昭和二十一年十二月三十一日以前の転住者は、配分権利口数の半額とする

三、昭和二十二年一月一日以降昭和二十六年七月三十一日までの転住者は権利口数の二割を減ずる

四、昭和二十六年八月一日以降の転住者は、配分権利口数の一割を減ずる

前各号で、半口又は一口未満の端数が出た場合は、半口未満は半口に、一口未満は一口に切上げて減少するものとする〔第十七条〕

尤も、「旧組合員」として、その権利を失う場合がないわけではない。それは、

『一、「旧組合員」にして、事実上他家を相続したものと認められたとき〔この際は、直ちに、本人の「組合員証」を引揚げる〕〔第二十條〕

二、女子の「旧組合員」であつて、戸籍を移動せずに、事実上他家に嫁しておりながら、なお相続人の如く装

いたるもの〔但し、その実子がある場合には、相続人として独立自営するまで、本人の権利口数の半額を給与する〕〔第

二十一條〕

と云うものである。

〔第一表〕「旧組合員」に対する配分一覧表

| 第一号表 | | 第二号表 | | 第三号表 | | 第四号表 | |
|-------------|-----|---------------|-----|-----------|----|-------------|----|
| 旧組合員で移動のない者 | | 旧組合員で他姓を名乗った者 | | 旧組合員の養子分家 | | 旧組合員養子分家の分家 | |
| 経過年数 | 口数 | 経過年数 | 口数 | 経過年数 | 口数 | 経過年数 | 口数 |
| 五ヶ年以下 | 四口 | 五ヶ年以下 | 三口 | 五ヶ年以下 | 二口 | 五ヶ年以下 | 一口 |
| 十ヶ年以下 | 五口 | 十ヶ年以下 | 四口 | 十ヶ年以下 | 三口 | 十ヶ年以下 | 二口 |
| 十五ヶ年以下 | 六口 | 十五ヶ年以下 | 五口 | 十五ヶ年以下 | 四口 | 十五ヶ年以下 | 三口 |
| 二十ヶ年以下 | 七口 | 二十ヶ年以下 | 六口 | 二十ヶ年以下 | 五口 | 二十ヶ年以下 | 四口 |
| 二十五ヶ年以下 | 八口 | 二十五ヶ年以下 | 七口 | 二十五ヶ年以下 | 六口 | 二十五ヶ年以下 | 五口 |
| 三十ヶ年以下 | 九口 | 三十ヶ年以下 | 八口 | 三十ヶ年以下 | 七口 | 三十ヶ年以下 | 六口 |
| 三十五ヶ年以下 | 十口 | 三十五ヶ年以下 | 九口 | 三十五ヶ年以下 | 八口 | 三十五ヶ年以下 | 七口 |
| 四十ヶ年以下 | 十一口 | 四十ヶ年以下 | 十口 | 四十ヶ年以下 | 九口 | 四十ヶ年以下 | 八口 |
| 四十一ヶ年以上 | 十二口 | 四十一ヶ年以上 | 十一口 | 四十一ヶ年以上 | 十口 | 四十一ヶ年以上 | 八口 |

次に、「新組合員」に関しては、「新組合員」及び当浦で出生したその家族男子で第二条の資格を備へたものは、次の〔第二表〕第一号表により、当浦で出生しない「新組合員」の家族男子及び第一号表該当者の分家で第二条の資格を備へたものは、同じく第二号表により、又、第二号表該当者の分家は第三号表により配分する〔第二十三條乃至第二十六條〕という具合に区別し、更に、「新組合員」の転住者で、昭和十六年度及び昭和二十一年度に配分を受け、現在三カ年以上に亘り転住中のものは、配分を受ける資格がない。又、同三カ年未満のものは、配分権利口数を半減し、昭和二十六年八月一日以降の転住者には同じく三割を減ずる。そして又、「新組合員」

で昭和二十一年度の配分を受けた後、同居者をして戸籍を繕わしめ、本人は引続いて五カ年以上出稼中のものは転住者と見做して配分しない等々と規定している（第二十七（八）条）。

〔第二表〕 『新組合員』に対する配分一覽表

| 第一号表 | | 第二号表 | | 第三号表 | |
|-------------|---------------------------|-----------------------|-------------|---------------------------|-----------------------|
| 新組合員の異動のない者 | 新組合員（第三五条第二項） （十六条第一項） | 新組合員の分家（第二十六 条第二項） | 新組合員の異動のない者 | 新組合員（第三五条第二項） （十六条第一項） | 新組合員の分家（第二十六 条第二項） |
| 経過手数 | 経過年数 | 経過年数 | 経過手数 | 経過年数 | 経過年数 |
| 五ヶ年以下 | 五ヶ年以下 | 五ヶ年以下 | 五ヶ年以下 | 五ヶ年以下 | 五ヶ年以下 |
| 十ヶ年以下 | 十ヶ年以下 | 十ヶ年以下 | 十ヶ年以下 | 十ヶ年以下 | 十ヶ年以下 |
| 十五ヶ年以下 | 十五ヶ年以下 | 十五ヶ年以下 | 十五ヶ年以下 | 十五ヶ年以下 | 十五ヶ年以下 |
| 二十ヶ年以下 | 二十ヶ年以下 | 二十ヶ年以下 | 二十ヶ年以下 | 二十ヶ年以下 | 二十ヶ年以下 |
| 二十五ヶ年以下 | 二十五ヶ年以下 | 二十五ヶ年以下 | 二十五ヶ年以下 | 二十五ヶ年以下 | 二十五ヶ年以下 |
| 三十ヶ年以下 | 三十ヶ年以下 | 三十ヶ年以下 | 三十ヶ年以下 | 三十ヶ年以下 | 三十ヶ年以下 |
| 三十五ヶ年以下 | 三十一ヶ年以上 | 三十一ヶ年以上 | 三十一ヶ年以上 | 三十一ヶ年以上 | 三十一ヶ年以上 |
| 三十六ヶ年以上 | | | | | |
| 口数 | 口数 | 口数 | 口数 | 口数 | 口数 |
| 三 | 二 | 二 | 三 | 二 | 一 |
| 四 | 三 | 三 | 四 | 三 | 二 |
| 五 | 四 | 四 | 五 | 四 | 三 |
| 六 | 五 | 五 | 六 | 五 | 四 |
| 七 | 六 | 六 | 七 | 六 | 五 |
| 八 | 七 | 七 | 八 | 七 | 六 |
| 九 | 八 | 八 | 九 | 八 | 七 |
| 十 | 九 | 九 | 十 | 九 | 八 |
| 十口 | 八口 | 八口 | 十口 | 七口 | 七口 |

ときは、その翌日よりこれを停止する」、又、戦死者及び戦病死者に対しては、特別に本五カ年間一口分の配当金を給与する〔第三十一条〕。

二、前述した斯漁創始功労者たる加藤・玉井両家に対して、功労株の名を以て、特に配当金五口宛を贈呈する

〔附則〕

というもの、これである。特に、この功労株の設定は、先覚者の遺徳に対する、村民全体としての報恩感謝の精

なお、当浦では、以上の外特別措置として、次の二つの場合を規定している。すなわち、

- 一、新旧を通じ、この組合員及びその家族の未復員者に対しては、未帰還中特に二口分の配当金を給与し〔未帰還者歸還したる

神を現わしたものである。この精神は、この部落の入口に屹立している「鰺大敷網創業者記念碑」文にも亦、看取せられて、輿床しくおもう。この碑文は、本稿論述の内容にも関連し、参照に値するとおもわれるから、資料採訪の際、写し取つたところを左に転記しておこう。すなわち、曰く、

『鰺大敷網創業者記念碑』

三重県北牟婁郡桂城村島勝其地臨紀州洋海深浪高鰺魚成隊縱横潑々居民不知撈捕之術拱手嗒然送歲里人有加藤幸太郎玉井彌兵衛者慨然發憤頻求漁法適聞宮崎縣鰺大敷網二氏蹶起相携赴視察就实地查覈伝習大有所悟入乃還與同郷人議創起鰺大敷網業明治三十一年也其当初居民危懼以為冒險業參同者甚少為之進行頗艱二氏當衝百方回響不屈不撓鼓舞作興計圖制宜和衷協同遂達大成之域焉曩者島勝之為地也僅々百余戸一年收利凡三万円及鰺大敷網業之發展年々收益夥至一年收十三万円生齒日滋殖人家增加至二百五十戸土地因以富饒喚起諸產業者不遑枚舉洵二氏之功也二氏之惠也今茲志士胥議建碑請文余乃叙銘曰

天憫斯民產二俊人 一致精神固契問津 設置更新漁業爰伸

寒村回春水陸輸珍 錨績貞珉百世弗泯

明治四十二年十二月

農商務省水産講習所長

松原新之助撰并書

四、む す び

熊野灘沿岸漁村における「本役〔本家株〕半役〔分家株〕制」と漁業共同経営（大山） 二九（八〇一）

以上、熊野灘沿岸漁村における「本役・半役制」を概説し、特に、それが、それぞれの漁業共同経営に大きく反映し、そこでの共同性を強く支持すると共に又、部外者に対しては排他性を伴っている事実を指摘しようとする試みたものである。左に、若干を附言してむすびとしよう。

いわゆる「本役・半役制」「詳しくは、「本役・半役・無役制」なるものは、本来、土地所有の如何を基準として定められ、これに基いて権利を与え、義務を負担せしむるか否かの根幹とせられたもので、従って、これが、身分社会としての封建農村社会の秩序維持に大きな役割を持ち続けたことは、ほとんど、疑問の余地がない。一般的にいつて、明治維新における変革は、一応、身分的解放をとげ得たかの如くであるが、それは、多くは単に法制上の形式的なものに過ぎず、これを実質的にみる限り、ほとんど、有名無実というべきであった。この事情は、ここで問題とした「本役・半役制」に関しても、亦全く例外でなかったようである。だが、流石に、明治・大正・昭和と続いた時勢の流れのうちに、このような旧秩序が、次第にその影を薄くしていったことも、亦否定すべからざるところで、その実情はもとより区々であったが、あるものは従来の土地を喪失して無力化し、他のものは新たに土地を獲得し、若くは獲得せざるままに、経済力を蓄積し、もはや、土地を所有するか否かが、かならずしも、村民としての地位の尺度でなくなったものである。

ところで、この事情は、漁業面にあつては、如何に反映したものであつたか。一般的に、わが国では純漁村とみるべきものは、むしろ稀有で、多くは半農半漁の状態にあるといわれる。だが、厳密にみれば、この半農半漁という意味は決して一様でないのであつて、一家のうち男子が漁業に携り、妻女は小規模の農業を営み、食糧位はどうか自給するといったもの、農業を専業とするものと、漁業を専業とするものが混在するといったもの、

更には、季節的に農業を主とし、或は漁業を主とするといったもの、そして又、これ等の諸要素の種々な程度での組合せこそが、実態というべきであり、要するに、多種多様であった。およそ、このような実態から、漁村とはいっても、その住民すべてが漁業に携り、若くはそれに関心を持つとは限らなかつたもので、前述した「本役・半役制」の如きに基いて、土地所有の如何によつて、村民の漁業参画が決定付けられるというが如きことは恐らく、ほとんど見られなかつたであろう。このことは、史料的にみても略々肯かれ、古老の言に徴しても、ほとんど一致した見解のようである。すなわち、本稿で取扱つた熊野灘沿岸漁村にあつても、単独の零細漁業に難うるに、若干の網元「親方」が、兼ねてそこでの大地主であつたことは、かならずしも否定せずとも、逆に、漁村での大地主は、すべて網元として、漁業経営に携つたとは限らないのであり、「本役・半役制」が、そこにそのまま反映しているというような事例は見出し得ないのである。

では、このような現実的地盤のうちから、どうして、本稿に論述したような「本役・半役制」を多分に反映した漁業共同経営が生れ出ることとなつたのであろうか。かつて、わたくしは、漁業経営における親方制度を論究した拙稿²³において、それが、それに先んじて一般的であつた単独零細漁業を圧し、少数有力な網元・船主といった親方が、多数の網子・船子といった自己に隷属化した小漁民を支配した体制として発展して来たが、それは、明治末期における漁船の動力化、その他、一般的にいって、漁法の一大革新に伴つて、従来と比較を絶した大資本を必要とした際、特に有力なものだけが、この困難を乗り越えてその経営を継続し得たもので、そのようなものがない他の多くの地方では、その地の漁業そのものが、新興の資本主義的経営に圧せられて衰微するか、でなければ、彼等の没落を機に、共同出資を基盤とした組織が新らしく出発した。しかし、それ等は、名は共同経営

でありながら、実は各自の経済力を反映しての、多分に不均衡な出資関係であつて、多くは、旧来の親方制度の一変態に過ぎなかつたことを指摘しておいた。ところが、本稿の主題に関連して、これに若干の補説を必要とするに至つたかとおもう。それは、この際、漁法の一大革新は、多くは漁獲利益の一大躍進を結果し得たが、これが大きければ大きい程、その漁場が、単独個人の誰のものでもなく、一村の地先として、その共同とされて来た慣行に即して、共同体としての村民意識が強かつた地方にあつては、特に一部少数のものにだけ、この大きな利益を享受させず、ほぼ平等な関係において享受さすべきだと意識せられ、しかも、それがここに問題とした熊野灘沿岸地方の如きにあつては、古くから伝統的に生きて来ていた「本役・半役制」といったものを基盤として、漁業上の組織が、新らしく妥当なものとして構想、且つ実現せられて誕生したものでなかつたかということである。

最後に簡単に附言する。このような漁業経営組織を以て、古くからの伝統的な「本役・半役制」といったものを基盤としてゐるとの故で、時代おくれの非民主的なものとみる見解があるでもあろう。働く漁民に対する漁業権の解放をめざし、「地元漁民が加入を申出た場合は、正当な事由がなければ拒めない」旨規定した新しい漁業制度の精神からいって、一応尤もといわねばならぬ。だが、ここでいう「正当な事由」の解釈は、かならずしも固定的とはいえず、又、基盤としてゐるとはいつても、決して、古い「本役・半役制」そのままがここに移されてゐるわけでもなく、それは、多分に緩和せられ、いわば、漁業権解放の精神は相当程度に汲みとられておるのであり、この程度の差別は権利を護り続けてゆく上に必要だとするのが一致した現地の声のようである。これを實際に即してみれば、定着の意思もなく、漁業の経験も極めて乏しい渡り者とか、地元の漁民ではあつても、苦楽を共にしようとの連带的協同意識に欠け、経営のうまくゆかぬときはすぐ脱退し、それが好転すれば、再び加入

を要求するといった得手勝手な連中に対して、簡単に加入を認めることは、相互に呼吸の合った共同作業を必要とする漁業の、円満な運営遂行に、果してプラスするであろうか。大きな疑問だとしなければなるまい。

もとより、働く漁民に対して漁業権の解放をめざした新制度の精神は、あくまで尊重せられなくてはならない。だが、問題は、如何にこの精神を活かすことによって、働く漁民すべての幸福と、漁村の繁栄が実現できるかの点にある。そして、これは、決して、単なる思いつきや理屈からでなく、よろしく、複雑な現実在即して十分に考究せらるべき課題というべきであろう。漁業立法にしろ、漁村行政にしろ、今日、率直にいつて、この考究は、決して、十分だといえないとおもう。

なお、ここに問題とした漁業における共同経営将来の命運に關して、『漁業における資本主義の發達は、古い秩序によって支えられた共同経営を資本主義的に編成しつつ、その内部における階級分化を促進してゆく』と見、特に、共同経営内部における労働諸關係を以て『今日では資本主義的な雇傭へと近づいており、漁村内部における階級分化の進行とともに、共同経営の漁業経営に依存する階層が増加すればするほど、その内部關係は資本主義的諸關係へと移行せざるを得ないのである』²⁴⁾と断定する見解が有力なようであるが、これに対しては、若干の異議がある。まず、共同経営を以て、一概に『古い秩序に支えられた』だけのものとみるべきかどうか。成程、それが古い伝統的なものを、一応の基盤としていることは、否定できないとしても、それは決して、そのままのものではなく、相当脱皮されたものであって、ある程度近代性を獲得しつつあるといふべく、特に敗戦後にあって、この種のもが増加して来ていることは、²⁵⁾いわゆる民主化の線に沿った、ある程度、自覚しつつある漁民の姿をそこに見るべきではあるまいか。このことは、漁業よりも困難な事情にあると解される農業部門にあつ

てさえ、徹底した共同化のみられつつある実情²⁶⁾によって、一層確信付けられよう。もちろん、このような課題に対する徹底した認識は、単なる外形的観察によって達成されるものでなく、これに対するわたくし自身の用意は極めて不十分なのであるが、私見を以てすれば、それは、かつての親方制度によるものの如きが封建性を持つのに対し、ある程度の近代性を獲得したものであって、働く漁民の一層十分な自覚と、政策面での革新的な適切な助長とを以てするならば、資本主義的経営に対抗して、その命運をきり拓いてゆくことが、あえて不可能でないのではないか。そして、そのようにあることの方が、漁民の幸福と漁村の繁栄とを招来するゆえんではないかとおもう。

- (1) 野村兼太郎氏著「村明細帳の研究」七二頁乃至七五頁。なお、速水融氏「近世における一漁村の人口動態」〔三田学会雑誌「四六ノ一二」〕にも、北牟婁郡の須賀利浦の寛政二年の書上帳が掲げられ、そのうちに「本役・半役」の名称が見えているが、主題の關係上もあろうが、氏もこれに論及せられていない。
- (2) 「安永二年巴大指出帳」〔鶴倉村史草稿〕所収)
- (3) 羽原又吉氏著「日本漁業経済史」上巻、五二六頁等。なお、瀬川清子氏「見島聞書」〔昭和十二年刊〕にも「家の格式」の項目で「見島地方塚目書」によつて、本軒・門男・無縁等の差別があつことが指摘せられているが「語彙の上からも習俗の上からもそれらしい意味の痕跡を聞くことが出来なかつた」とある。これは、この制度が夙に活きた制度でなくなつていたことを示すものであろう。
- (4) 玉井弥兵衛氏著「島勝沿革史」二七頁オモテ、同頁ウラ。
- (5) 「贅浦本役半役台帳」〔明治三十一年〕一一二頁。
- (6) 単に「記録」と題している。
- (7) 贅浦漁業協同組合長大野新八氏談。
- (8) 贅浦漁業協同組合記録。
- (9) 「贅浦漁業協同組合内規」〔昭和十一年九月〕第二条、第六条及び末文。

(19) 宮本常一氏「対馬の漁業制度」〔九学会連合編「漁民と対馬」一一一頁〕

(11) 「同上書」附録「漁業制度改革に関する研究討論」中の宮本氏の意見〔同書〕二三九頁〕

(12) 「紀伊統風土記」卷九〇、牟婁郡の条。

(13) 「南紀徳川史」卷之百十一〔新版書、第十二冊、三三三頁〕

(14) 三重県水産試験場編「三重県漁村調査報告」第一冊、北牟婁郡之部、一五五頁以下。

(15) 「同上書」一九七頁。

(16) 「同書」一九八頁。

(17) 「同書」一九四頁。

(18) 「同書」一九二頁。

(19) 九木浦漁業協同組合長九鬼鉄雄氏談。

(20) 「島勝沿革史」三頁ウラ。

(21) 「同上書」六頁オモテ。

(22) この点に関して、三重県定置漁業研究会編「三重県定置罾網漁業誌」は、若干異つた記述をしている。〔同書〕六五頁。

(23) 拙稿「わが国漁業労働における封建性と近代性との交錯」〔「立命館大学創立五十周年記念論文集」所載〕

(24) 近藤康男氏編「日本漁業の経済構造」二三四―三五頁。

(25) 拙稿「わが国漁業労働における封建性と近代性との交錯」〔「前掲書」〕、同「わが国漁業共同経営の典型」〔「立命館経済学」第一卷五・六号〕等参照。

(26) 農林省農政局編「農業共同化論」第二部農業共同化の実態を参照。

〔附記〕本稿においては、紙面の都合上、三重県側の二三の漁村についてしか関説できなかったが、特に、和歌山県側漁村の事情に関しては、他日、機会を得て論及するつもりである。

〔追記〕本稿依拠資料の蒐集に際して、大野新八〔蟹浦〕・嘉正隆三・山本隆男〔阿曾浦〕・中林勝男〔古和浦〕・谷口遼太郎・吉田照太〔錦〕・大西嘉平〔長島〕・内山周吉・内山芳郎・加藤利吉〔尾鷲〕・九鬼鉄雄〔九木浦〕・芝原芳太郎〔引本浦〕・山下利吉・垣内喬太郎・尾崎金助・玉井陽太郎〔島勝浦〕・庄司太郎・前田兼男〔太地〕・小島平三〔古座〕・永田市五郎〔大島〕〔次第不同〕等の諸氏から、懇篤なる御高教・御高配を頂いたことを深謝する。ただ、本稿論述するところに誤謬があれば、それは、もとより、筆者の誤解によるものである。